

各市町村教育委員会教育長 様

埼玉県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

学校において食物アレルギー症状を発症した事例等（症状のない誤食事例を含む。）の報告について（依頼）

日頃、学校給食の適切な実施については、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成27年3月16日付け教保体第1442-1号「学校において食物アレルギー症状を発症した事例等の報告について」により、学校において食物アレルギー症状を発症した事例等（症状のない誤食事例を含む。）の報告を依頼しているところですが、このたび、報告様式を改訂いたしました。

つきましては、平成28年4月の報告からは、改訂後の様式を使用してください。

なお、集約した事例は、統計処理を行った上で公開するほか、一部の事例については、事例が特定されないように処理した上で公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

また、平成27年度に発生した事例で、まだ報告を行っていない事例がある場合は、平成28年4月28日（木）までに、下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

### 1 報告方法

別添「食物アレルギー症状の発症事例等報告書作成要領」のとおり

### 2 報告期日

(1) 平成27年度分の事例で未提出分（鑑文などは不要）

報告書提出締切日	平成28年4月28日（木）
提出先	・管轄の各教育事務所長 ・県教育長（保健体育課） } それぞれに報告

(2) 平成28年度分の事例（鑑文などは不要）

報告書提出締切日	食物アレルギー症状の発症事例又は誤食事例があった後、 <b>出来るだけ速やかに報告</b>
提出先	・管轄の各教育事務所長 ・県教育長（保健体育課） } それぞれに報告

### 3 留意事項

食物アレルギーによる欠席10日以上等の事例については、従来どおり「児童生徒事故報告書」の提出が必要です。なお、**平成28年4月から「アレルギーによる救急搬送」があった場合は、第一報が必要になりますので御留意ください。**

【問い合わせ先】 県立学校部 保健体育課  
学校給食担当 荒井 電話：048-830-6968  
健康教育担当 成澤 電話：048-830-6963  
E-mail [a6960-05@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960-05@pref.saitama.lg.jp)